

# 2023 年度事業計画

公益社団法人 日本複製権センター

## 《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター（JRRC）は、1991年9月30日の設立以来著作権の保護と利用の円滑化を図ることを目的に著作権の管理事業を実施してきた。

事業の実施にあたっては、2012年4月1日の公益法人移行後三カ年毎に基本計画を策定してきており、2023年度は第4次三カ年基本計画の第2年度となる。

同計画では、「使用料の徴収、利用許諾契約および管理委託等」の管理業務拡充をはじめとする8つの事項を重点事業として位置づけており、2023年度は初年度となった2022年度の取り組みをさらに拡充させることを目標とする。詳細は以下のとおり。

## 《重点事業》

### 1. 使用料の徴収、利用許諾契約および管理委託等について

徴収額の増額および新規契約促進を図るべく、次の取組を行う。

#### ①国・地方公共団体の機関等の官公庁に対する契約促進活動

国・地方公共団体の機関等の官公庁（以下、「官公庁」）に対し、初年度に改定したホームページの官公庁向け特設ページを活用するとともに、メールマガジンやDMにより効果的・効率的にJRRCとの契約の必要性について案内をする。

また、著作権講座、著作権セミナー等の機会における契約説明会の開催に加え、会員団体や関係団体<sup>1</sup>を通じた契約説明会の実施の可能性を模索し、実現可能なものから実施する。また、会員団体及び関係団体の主要顧客層をターゲットにした広告宣伝やネット媒体による広告宣伝を行うことによりJRRCの認知度を上げつつ、契約促進を図る。

#### ②大規模利用者等を対象とした使用料規程第5節契約への移行促進

第5節契約者の割合を増やすべく、契約者向けのメールマガジンやDMにより契約移行を促す。

#### ③使用料規程改定後のフォロー

2021年改定の定着と2023年4月1日から実施予定の改定使用料規程の実施に取り組む。包括許諾契約・実額方式現契約者に対しては丁寧な説明を行うとともに移行期間経過後の包括許諾契約・簡易方式への変更を促進する。

#### ④次回使用料規程改定に向けた委託範囲の拡大や使用料の増額についての検討を開始

単価及び契約方式の改定を含む次回使用料規程の改定については、海外の管理事業者との相互管理契約の進捗を踏まえつつ、素案を策定し、利用者団体との意見交換や協議を行う。

---

<sup>1</sup> 一般社団法人日本雑誌協会、公益社団法人日本専門新聞協会、一般社団法人日本出版著作権協会

また、会員団体及び関係団体と主としてデジタル複製に関する利用許諾範囲の拡大や公衆送信権の管理について継続検討するとともに、必要に応じて管理委託契約約款の見直しにつき検討を行う。

#### ⑤非一任型の管理方式に関する検討

使用料規程の対象外である「非一任型の管理方式」につき会員団体との意見交換を含む継続検討を行う。

#### ⑥海外の管理事業者との相互管理契約締結に向けた管理委託著作物 DB のアップデート

下記 3. に掲げる海外 RRO との契約締結後に必要となる DB 整備の在り方について、DB の一部英文化の範囲設定等を含めて検討する。

### 2. 使用料の分配

#### ① 新方式実態調査の改善と通年実施化

2022 年度に試行調査を経て開発が完了した調査用アプリケーションの改善を図るとともに、2023 年度以降の通年実施化を踏まえた工程管理を行う。

#### ② 管理手数料率低減に向けての取組

効率的な業務体制の構築と業務フローの不断の改善を通じて、2024 年度以降の管理手数料率の低減に向けて取り組む。

### 3. 海外の管理事業者との相互管理契約

米、英、豪、独、仏の主要国の RRO を対象に、相互管理契約締結に向けた取組を引き続き進める。特に今年度は米、英との締結を目指して取り組む。

### 4. 管理事業実施体制の強化

① 事業実施体制及び労務環境、労働条件等改善を図るため、各種規程及び運用細則等の見直しを行い、事業のより一層の円滑化を図る。

② 管理業務に関する新契約システムの開発を完了・運用開始するとともに、WEB 契約システムの継続改修を実施し、基幹システムを置き換える。

また、委託システムについても 2023 年度下半期から改修に着手する。

### 5. 広報や著作権教育の充実

契約促進を図るため、2022 年度の緊急改修に続き、ホームページの全面改定を実施する。また、メールマガジンについても引き続き積極的な配信を継続する。

また、上記 1. ①及び②を踏まえ、これまでの紙ベースの広報手段に加えて SNS 等ネット媒体を利用した、当センターの管理業務に関する広報を拡大する。

### 6. 海外著作権関係補償金等分配機構（仮称）の設立支援

SARTRAS 補償金に係る海外分配につき、一般社団法人学術著作権協会や他の関連団体とともに、2023 年度早期に海外著作権関係補償金等分配機構（仮称）の設立に向けた取組を支援する。

## 7. 学術関係補償金等管理センター（仮称）の設立支援

大学教員等の著作物に係る補償金の分配の仕組みの構築に向けて、前年度に引き続き当該補償金の分配を担う組織の設立に向けた取組を支援する。

## 8. SARTRAS や図書館等公衆送信補償金管理協会の運営等への協力

引き続き SARTRAS の運営等に対して必要に応じて協力をを行う。また、図書館等公衆送信補償金管理協会の各委員会およびワーキンググループにオブザーバー参加することなどを通じて、必要に応じて協力をを行う。

### 《経常事業》

#### I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業を行う。

##### 1. 徴収

2023 年度の徴収目標額を 690,000 千円とする。

##### 2. 分配

著作物複製利用許諾契約に基づく 2022 年度分使用料について、2023 年 3 月理事会で答申・決議される分配方法に基づき、2023 年 9 月末迄に、各会員団体及び個別受託契約の契約先に分配する。

#### II. 著作権思想の普及及び調査・研究に関する事業を行う。

##### 1. 一般対象者及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

###### (1) JRRC の自主事業

公益社団法人として、一般対象者及び利用者に対し、広く著作権に関する知識の普及・啓発活動を行う。

- ① オンライン形式を基本として、一般対象者及び利用者向けの著作権教育講座を開催。また、官公庁等利用者の分野毎にターゲットを絞ったミニ著作権セミナーやより高度な内容の著作権教育講座を開催
- ② オンライン著作権セミナーの実施
- ③ メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動
- ④ 利用企業・団体からの講師派遣（オンライン含む）依頼への対応
- ⑤ 著作物の複製利用に関する啓発用パンフレット等の改定・配布
- ⑥ ホームページ、インターネット及び新聞等での広報・宣伝活動の実施

###### (2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

- ① 文化庁著作権セミナーをはじめとする各種文化庁主催・共催事業への参画、及び講師の派遣
- ② 同庁の著作権教育連絡協議会会員として、著作権思想の普及・啓発活動に参加

- ③ 著作権情報センター正会員として、同センターが実施する著作権関連普及・啓発活動に協力

## 2. 国際的な活動への取り組み

- ① 文化庁著作権課との連携の下、アジア各国との著作権に関する国際会議への参加、各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣及びWIPO（世界知的所有権機関）研修に関する各種会議への参加等、積極的に国際的な活動に参画。
- ② IFRR0 年次総会への参加等を通じ、海外 RRO との関係を積極的に構築していくほか、海外でのデジタル対応等 JRRC 及び会員団体にとって必要かつ重要な情報を収集し、国際的な著作物利用に関する調査・研究を推進。

## Ⅲ. 不測の事態に対する事業継続のための取組

アフターコロナ、ウィズコロナに対応したテレワークの推進とそのために必要となる環境整備と、大規模災害等の発生時における事業継続（BCP）に対応した環境整備（クラウド活用と柔軟な PC 等の入れ替えによる柔軟な勤務形態への対応）を継続して推進する。

以上